

令和3年(2021年)4月26日

西宮市立学校園保護者様

西宮市教育委員会

緊急事態宣言を踏まえた学校園における新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より本市の教育活動に、ご理解とご支援を賜り、お礼申し上げます。

さて、4月23日に、兵庫県全域が新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言の対象地域(措置期間:令和3年4月25日～5月11日)に特定されました。

本市においては、感染拡大のリスクが非常に高まっていることを十分に認識し、警戒度を一層高め、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど、さらなる感染症対策を徹底したうえで、教育活動を行ってまいります。

各家庭におかれましても下記の内容について、ご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 教育活動

兵庫県が緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえ、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を行ってまいります。

また、校外から大人数を呼び込むような校内行事を控えるとともに、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行います。

2 宿泊的行事について

緊急事態宣言期間中は、修学旅行を含む宿泊行事は行いません。

3 部活動

教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、実施します。実施場所は校内及び市内近隣地域とします。(※を除く)

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は行いません。
- ・活動時間は、「西宮市立中学校部活動の方針」を踏まえ、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内の実施といたします。
- ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめます。
- ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用するとともに、近距離で飛沫が飛ぶ接触は避けるなど、これまでの感染防止対策を徹底いたします。
- ・中体連、高体連、高文連及び高野連が主催する公式戦に参加する際は、事前の健康管理や、試合出場時以外のマスク着用の徹底に加え、会場の屋内外にかかわらず、試合は無観客とします。

(裏面に続く)

【部活動の取扱い】

区 分	緊急事態措置期間	
	市内	市外
練習試合・合同練習	○ (校内及び近隣地域に限る)	×
宿泊を伴う活動(合宿等)	×	×
公式試合(全国大会・国民体育 会等 その予選を含む)※	○	○

※高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

4 ご家庭へのお願い

児童生徒の感染は家庭内感染が主となっていることから、各家庭において、引き続き、感染予防対策をお願いします。

また、各家庭において、毎日の登校前の検温など健康観察を、改めて徹底いただくとともに、次のような感染予防対策をお願いします。

(1) 感染源を絶つ

児童生徒はもとより同居の家族に発熱等の風邪症状やPCR検査を受けている場合は登校させないようお願いします。(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)

(2) 感染経路を絶つ

手洗いや咳エチケットを徹底してください。

(3) 抵抗力を高める

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事をとり、規則正しい生活をお願いします。

(4) 不要不急の外出を自粛する

以上